

令和3事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ
振興財団事業及び決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和3事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業及び決算を別紙のとおり議会に提出し、報告する。

令和4年8月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信